大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月29日

大阪市会議長 東 貴 之 様

提出者

淳 子 改発康秀 辻 大 内 啓 治 出 崎 太 杉 村 幸太郎 角 谷 庄 飯 田哲史 竹 下 奥 野 隆 康 俊 片 山一歩 伊 藤 良夏 市位 謙 太 今 井 アツシ 美 延 映 夫 木 下 誠 広 田 和美 井 戸 正 利 信 広 田 辺 輝 英 出 雲 丹 野 壮 治 ホンダ IJ 工 大 橋 一 隆 守 島 梅 亰 周 正 藤 上 田 あきら 田 智 隆 不 破 忠 幸 德 勝 金 子 高 亮 田 恵 美 見 佐々木 り え 寛 杉山幹 藤 畄 和 人 田妥知 宮 脇 希 畄

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年大阪市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(報酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長 月額 882,000 円

副 議 長 月額 784,000円

議 員 月額 714,000円

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説明

市会議員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参照)

√ 傍線は削除 太字は改正

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(抄)

(報酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長 月額 <u>1,080,000円</u>

882,000円

副 議 長 月額 960,000円

784,000 円

議 員 月額 880,000 円

714,000円